

# 東京都墨田区立第四吾嬬小学校PTA会則

## 第一章 名称

第一条 本会は墨田区立第四吾嬬小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く

## 第二章 目的

第二条 本会は学校と家庭、地域との連携を密にし、学校教育への協力と地域社会の文化の向上発展をはかり、児童の健全な育成を目的とする

## 第三章 方針

第三条 本会は次の方針をもって活動する

- 一、本会は教育に関する民主団体として自主的に活動する
- 二、本会は特定の政党や宗教にかたよらない
- 三、本会は選挙活動や営利を目的とするようなことは行わない
- 四、本会は学校の管理や人事に干渉しない

## 第四章 会員

第四条 本会の会員は本校児童の父母（保護者を含む）及び教職員をもって正会員とし、すべて会則により平等の権利義務を有する

## 第五章 活動

### 第五条

- 本会は第二条の目的を達成するために次の行動を行う
- 一、家庭の教育力を十分發揮するための会員相互の研修
  - 二、児童の保護衛生及び安全教育への協力並びに教育環境の充実
  - 三、家庭と学校及び会員相互の親密な提携による児童の生活指導
  - 四、その他教育振興に有益な活動

## 第六章 会計

### 第六条

本会の経費は会費及びその他の収入によって支弁する

### 第七条

本会の会費は児童一人につき 月五百円の申し込みを受け、納入するものとする

### 第八条

本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる

### 第九条

本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を受けなければならない

### 第十条

本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる

## 第七章 役員

### 第十一条

一、会長 一名 副会長 三名 書記 三名（内一名教職員）

会計 二名 庶務 二名

※ 運営上必要が生じた場合は、役員の人数を調整する場合もある

二、役員は他の役員、会計監査委員を兼ねることが出来ない

三、校長と副校長は役員と同格とする

本会は役員他に顧問、相談役を置く事が出来る

一、顧問は会長を委員会の承認を経て顧問に委嘱する

二、本校にて定年退職を迎えた、校長・副校長を委員会承認を経て顧問に委嘱する

三、相談役は副会長を委員会の承認を経て委嘱し、三年を任期とする

### 第十二条

役員は選考委員会が推薦した正会員から総会において選出される

### 第十三条

役員は選考委員会が推薦した正会員から総会において選出される

- 二、 役員の内任は一年とする。ただし再任を妨げない
- 三、 役員は引き続き他の役員に選出されることが出来る

#### 第十四条

会長は本会を代表し、次の職務を行う

- 一、 総会及び委員会、常任委員会を召集し総会を除く他の二会合の議長となる
- 二、 会長はすべての会合に出席して意見を述べる事ができる

#### 第十五条

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する

#### 第十六条

書記は次の職務を行う

- 一、 総会及び常任委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録する
- 二、 記録、通信その他の書類を保管する
- 三、 会長の指示により本会の庶務を行う

#### 第十七条

会計は次の職務を行う

- 一、 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する
- 二、 会計監査を経た会計を委員会に報告する
- 三、 本会の財産を管理する
- 四、 予算の立案について協力する

#### 第十八条

庶務は次の職務を行う

- 一、 すべての仕事を補佐し、運営の円滑を図る

#### 第八章 会計監査委員

#### 第十九条

本会の経理を監査するために三名の会計監査委員（内一名教職員）を置く

- 一、 会計監査委員は総会において選出される
- 二、 会計監査委員は必要に応じ臨時会計監査を行う
- 三、 会計監査委員の内任は一年とする

#### 第九章 選考委員会

#### 第二十条

役員及び会計監査委員を決めるために選考委員会を置く

- 一、 選考委員会は、前年度役員にて構成する
- 二、 学校側役員については学校で推薦する
- 三、 選考委員会の委員はその任務を終了したときに解任される

## 第十章 総 会

第二十一条 総会は全会員をもって構成され本会の最高決議機関である

第二十二条 総会は定期総会及び臨時総会とする

一、定期総会は毎年四月に開催することを原則とし、臨時総会は委員会が必要と認めた時又は会員の五分の一の要求があった時、開催する

第二十三条 総会は会員の現在の五分の一以上出席しなければ、その議事をはかり議決することが出来ない

第二十四条 総会の議事は出席者の過半数で決める

## 第十一章 常任委員会

第二十五条 本会の運営及び活動について審議立案するために常任委員会を置く

一、常任委員会は役員・専門委員長・学年委員長・地区部長各一名及び教職員若干名をもって構成する

二、常任委員会で審議立案した事項は、委員会に提案し承認を受けなければならない  
ただし緊急事項については事後承認を受けることが出来る

## 第十二章 委員会

第二十六条 委員会は役員・会計監査委員をふくむ全委員をもって構成し每学期一回以上開くことを原則とする

一、委員の選出は細則によって行われる

二、委員会は会長が必要によって認めた時又は構成員の四分の一以上の要求があった時は開催する

三、委員会委員現在数の五分の一以上出席しなければ、その議事をはかり議決することが出来ない

四、委員会の議事は出席数の過半数で決する

### 第十三章 専門委員会

#### 第二十七条

- 本会の活動に必要な事項について調査研究立案し推進をはかるため次の専門委員会を置く
- 一、成人教養校外部・広報部
  - 二、専門委員会は必要に応じ開催する
  - 三、その他専門委員会について必要な事項は細則で定める

### 第十四章 学年学級及び地区PTA

#### 第二十八条

- 本会に学年学級及び地区PTAを置き所属委員がその活動を推進する
- 一、学年学級PTAは学年学級の教育の向上に協力する
  - 二、地区PTAは家庭、地域における教育の向上をはかる
  - 三、学年PTAに学年委員長を置く、委員長は学年委員の互選とする
  - 四、地区PTAに地区部長を置き、その選出は選考委員会の互選とする
  - 五、地区PTAに地区副部長を置き、その選出は地区部長の推薦による

### 第十五章 個人情報取扱方法

#### 第二十九条

個人情報取扱方法は別に定める

### 第十六章 細則

#### 第三十条

- 本会の運営に関し必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて委員会会で定める
- 一、委員会は細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない

第十七章 改正

第三十一条

この会則において出席者数の三分の二以上の賛成がなければ改廃することが出来ない  
一、改廃にあたってはその案を総会開催の七日前までに、全会員に知らせなければなら  
ない

第十八章 附則

第三十二条  
第三十三条

表彰及び慶弔規定は別に定める

この会則は昭和六十年五月十日より効力を発する

- ※ 平成四年総会に於いて一部改正 平成五年四月二十日より効力を発する
- ※ 平成七年総会に於いて一部改正 平成七年四月二十五日より効力を発する
- ※ 平成十二年総会に於いて一部改正 平成十二年四月二十日より効力を発する
- ※ 平成十四年総会に於いて一部改正 平成十四年四月二十二日より効力を発する
- ※ 平成十八年総会に於いて一部改正 平成十八年四月二十七日より効力を発する
- ※ 平成二十一年総会に於いて一部改正 平成二十一年四月二十八日より効力を発する
- ※ 平成二十三年総会に於いて一部改正 平成二十三年四月二十八日より効力を発する
- ※ 平成二十六年総会に於いて一部改正 平成二十六年五月十七日より効力を発する
- ※ 平成二十九年総会に於いて一部改正 平成三十年四月一日より効力を発する
- ※ 平成三十年総会に於いて一部改正 平成三十年四月二十二日より効力を発する